

名護市教育委員会議事録

会議名	第 333 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和 8 年 4 月 22 日 (水) 開会 午後 4 時 閉会 午後 5 時		
開催場所	名護市役所庁議室		
出席者	教育長 委員 (職務代理者) 委員 委員	島袋 賢雄 大城 千代子 宮城 司 玉城 武利	教育次長 (教) 総務課長 (教) 総務課総務係長 保育・幼稚園課主幹 ほか担当職員
欠席者	委員	松田 由絵	なし

1 議案

議案第19号 令和8年度5月人事異動（教育委員会事務局）について

報告第7号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について）

報告第8号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市教育委員会に属する会計年度任用職員の人事評価実施規程の制定について）

報告第9号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市立小中学校及び名護市学校給食センターで勤務する会計年度任用職員人事評価実施規程の制定について）

報告第10号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市立小中学校及び名護市学校給食センターで勤務する会計年度任用職員の人事評価苦情相談等に関する規程の制定について）

報告第11号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について）

2 内容

議案第 19 号 令和 8 年度 5 月人事異動（教育委員会事務局）について
※秘密会

（教育委員会総務課から議案説明）

（採決の結果、議案第 19 号は原案のとおり承認）

報告第 7 号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について）

（保育・幼稚園課主幹から議案説明）

（質疑なし）

（採決の結果、報告第 7 号は原案のとおり承認）

報告第 8 号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市教育委員会に属する会計年度任用職員の人事評価実施規程の制定について）

報告第 9 号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市立小中学校及び名護市学校給食センターで勤務する会計年度任用職員人事評価実施規程の制定について）

報告第 10 号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市立小中学校及び名護市学校給食センターで勤務する会計年度任用職員人事評価実施規程の制定について）

（教育委員会総務課から議案説明）

宮城委員

人事評価の開示手続について、「開示が行なわれた日の翌日から 7 日以内に申出をしなければならぬ。」とありますが、申出が実際にくるかと思しますので、その際に被評価者に対して、評価の理由や改善事項などを納得説明ができるようにしなければならないと思います。また、教育委員会、学校の管理職や職員が連携を図る必要があると思いました。

教育委員会総務課長

業務を行なっている職員が継続できなかったということがないように、しっかり人事評価を運用したいと考えています。また、学校の管理職の方も職員の人数が多くなると、コミュニケーションをとる時間を確保するのに苦労するかと思いますが、人事評価制度を活用して職員とのコミュニケーションをとることによって、管理職と職員がより良い関係性を築くことができればと思っています。

大城委員

職員に対して、相談や苦情に関する説明はしていますか。

総務係長

職員への説明会において、相談や苦情等がある場合は、教育委員会総務課へ相談してくださいと説明しています。

(採決の結果、報告第8号から第10号までは原案のとおり承認)

報告第11号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について）

(教育委員会総務課長から議案説明)

(質疑なし)

(採決の結果、報告第11号は原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第 26 条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 島 敦 賢 雄

作成職員 萩 堂 盛 生